

茅野市ファミリー・サポート・センター 相互援助活動の手引き



2019年4月1日
(改定) 2026年9月1日

困ったとき

誰かに頼ってもいいんです

地域のみんなで

あなたの子育てを応援します

目 次

01 ファミリー・サポート・センターとは	1
02 会員とは	1
03 会員になるには	1
04 援助活動の内容	1
05 依頼から援助までの流れ	2
06 援助活動の変更・キャンセル	3
07 謝礼等の基準額	4
08 会員の心得	5
09 事故があったとき【援助会員の対応】	6
10 補償保険制度について	6
11 補助金について【茅野市ファミリー・サポート・センター事業利用補助金】	8
12 安全チェックリスト	9
13 全国の事故発生状況を踏まえた留意事項	10
14 ファミサポQ&A	11

1 ファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センター(以下「センター」といいます。)は、安心して子育てができる環境を整備するため、子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)とお手伝いをしたい方(援助会員)が会員として登録し、地域の中で子育ての助け合いを有償で行う会員組織です。

茅野市教育委員会事務局こども課内に設置し、依頼会員と援助会員がスムーズに安心して援助活動ができるようにサポートしています。(会員の募集や登録、援助活動の調整・相談、講習や交流会の実施等。)

2 会員とは

依頼会員	育児の援助を受けることを希望する会員。 市内又は市近隣に居住し、おおむね生後3か月から小学校6年生の年代までのお子さんを養育している方で、育児の援助を受けたい方。
援助会員	育児の援助を行なうことを希望する会員。 市内又は市近隣に居住する20歳以上の方で、育児の援助を行なうことに理解と熱意を有し心身ともに健康な方でセンターが実施する養成講習を修了した方。

3 会員になるには

(1)依頼会員

- ① 入会申込書(様式第1号)と事前打ち合わせ票をセンターへ提出し、会員登録をしてください。
- ② 後日、センターから「会員証」が発行されます。

(2)援助会員

- ① センターが実施する養成講習に参加し、全12講座を修了してください。
- ② 入会申込書(様式第1号)をセンターへ提出し、会員登録をしてください。
- ③ 後日、センターから「会員証」が発行されます。

4 援助活動の内容

援助活動は、育児の援助を必要とするおおむね生後3か月から小学校6年生の年代までの子どもに対して行い、その内容は以下のとおりです。

また、センターが仲介する相互援助活動は、会員同士の信頼関係のもとに成り立つものですので、ベビーシッターの代用ではありません。あくまでも臨時的・短期的なものです。趣旨を理解し、お互いに敬意と感謝の気持ちをもって活動を行ないましょう。

(1)援助活動の内容

- ① 保育施設等(保育園等、小学校、学童クラブ等)の開始時間前または終了時間後の子どもの預かり
- ② 保育施設等が休みの際の子どもの預かり
- ③ 保護者が病気や急用の際の子どもの預かり
- ④ 冠婚葬祭、学校行事、買い物等の保護者が外出する際の子どもの預かり
- ⑤ 保育施設等への子どもの送迎(原則、茅野市内)
- ⑥ その他センターが必要と認める援助

(2)援助活動の時間

午前7時から午後8時まで ※会員間の連絡等も、原則午前7時から午後8時までとします。

(3)援助活動の場所

依頼会員の自宅、援助会員の自宅、公共施設(0123広場)など。

子どもの安全が確保できる場所とし、双方の会員の合意により決定します。

(4)援助活動でできないこと

- 病児・病後児の預かり(薬を飲ませる等医療行為を含む)
- 規定時間外の預かり(宿泊を含む)
- 病児・病後児の送迎
- 対象の子ども以外の送迎
- 家事の代行
- 食事を調理して提供すること ※ミルクつくることは可能
- 事前打ち合わせで決定した援助活動以外のこと

5 依頼から援助までの流れ

(1)初めて利用する場合

- ① 依頼会員は、援助を依頼したい日や時間・内容が決まったらセンターに申し込みます。
- ② センターは、援助会員に援助活動の依頼をし、承諾を得ます。
- ③ センターは、依頼会員と依頼会員の子どもおよび援助会員との日程調整を行い招集し、事前打ち合わせ(顔合わせ)を行います。打ち合わせの場所は、活動内容に応じて決定します。

【事前打ち合わせ】

これからどんな援助をお願いしたいのか可能性のある活動は、全て相談しましょう！！

例えば、預りを依頼していたが、急に保育園までお迎えをしてほしい場合、保育園との事前打ち合わせが必要なため対応ができません。

- ④ 依頼会員は、センターへ「援助活動事前報告」を行います。((3)3ページ参照)
報告することにより、該当の援助活動が保険の補償対象になります。
- ⑤ 会員間による援助活動の開始。

- ⑥ 活動終了後、援助会員は援助活動記録簿(様式第7号)を作成し、依頼会員とともに援助活動の確認を行います。
- ⑦ 依頼会員は、謝礼等を支払います。
- ⑧ 援助会員は、当月分の援助活動報告書(様式第9号)を翌月10日までにセンターに提出します。

(2)同じ内容の援助活動の2回目以降

同じ内容の援助活動の場合は、センターの仲介を省略して直接依頼会員から援助会員に依頼することができます。ただし、会員間の調整が整ったら、援助活動実施前に必ず依頼会員からセンターへ「援助活動事前報告」をしてください。事前にセンターへ報告をせずに援助活動が行われ、事故等が発生したときは、補償保険の対象外になるため、十分に注意してください。

(3)援助活動事前報告

依頼会員は、援助活動実施前にセンターへ「援助活動事前報告」をしてください。報告することにより、該当の援助活動が保険の補償対象になります。(補償内容6ページ参照)

報告するタイミングは、原則、援助活動の前日までです。また、内容の変更やキャンセルについても必ず報告してください。

事前報告の内容		事前報告の方法
以下の6項目について報告してください		【Logo フォーム:専用フォーム】 QRコードを読み込み、入力・送信をお願いします。 https://logoform.jp/f/QgV0p  【メール:こども課】 kodomoka@city.chino.lg.jp 件名は、【ファミサポ】活動事前報告と入力してください。 【電 話:こども課こども・家庭支援係】 0266-72-2101(内線 614) 「援助活動事前報告をします。」と伝えてください。
①	報告の内容(報告 ・ キャンセル)	
②	依頼会員(報告者)の氏名	
③	対象の子どもの氏名	
④	援助会員の氏名	
⑤	援助活動の実施日時	
⑥	活動の内容(預り ・ 送迎)	

6 援助活動の変更・キャンセル

(1)変更

変更については、会員間で調整してください。

ただし、依頼会員は、援助活動実施前に必ずセンターへ「援助活動事前報告」をしてください。

(2)キャンセル【依頼会員】

キャンセルについては、速やかに援助会員へ連絡するとともに、センターには「援助活動事前報告」をしてください。

申し出た時期により、キャンセル料が発生することがあります。(4ページ参照)

(3)キャンセル【援助会員】

早めにセンターへ連絡をお願いします。他の会員により調整ができれば実施しますが、対応できないときは援助活動を中止することもあります。

また、悪天候など安全確保が難しいときは、援助活動を中止することもあります。

7 謝礼等の基準額

(1)謝礼

援助活動日	活動時間	謝礼基準額 (子ども1人につき)
平日(月曜日～金曜日)	午前7時～午前8時30分	900円/1時間
	午前8時30分～午後5時	800円/1時間
	午後5時～午後8時	900円/1時間
土曜日・日曜日・祝日	午前7時～午後8時	900円/1時間

茅野市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第13条に規定する謝礼

【謝礼の算定】

- ・1時間未満の援助活動については、1時間とします。
- ・1時間を超える活動については、30分単位で算定します。
- ・複数の子どもに対しての援助活動(兄弟姉妹に限る)
2人目以降の子どもに係る謝礼は、1人目の額の半額とします。
ただし、センターが安全な援助活動が難しいと判断した場合は、子ども1人につき1人の援助会員を配置します。この場合は、2人目以降の子どもに係る謝礼についての1人目の半額は適用されません。
- ・援助会員の移動時間がおおむね30分を超える場合、援助活動時間に含めることがあります。

【その他】

食事(ミルク、おやつ含む)やオムツは、依頼会員が用意してください。やむを得ず援助会員が用意した場合は、依頼会員が援助会員に実費を支払ってください。

(2)キャンセル料

援助会員にキャンセルの連絡をし、承諾された時期	キャンセル料
援助活動の前日まで	キャンセル料は発生しません
援助活動の当日(開始予定時刻前に限る。)	利用開始予定時刻から1時間分の謝礼相当額
援助活動開始予定時刻以降または無断でその依頼を取り消したとき	予定されていた援助活動実施時間に係る謝礼相当額

(3)交通費

援助会員が援助活動に交通用具を使用した場合は、次の基準により依頼会員から援助会員に交通費を支払ってください。

- ・バス、タクシー等の交通機関の場合は、その実費
- ・自家用車の場合は、1km当たり20円×走行距離

8 会員の心得

○ファミリー・サポート・センターの活動は、会員同士の信頼関係のもとに成り立つものです。

ベビーシッターの代用ではありませんので、趣旨を理解し、お互いに敬意と感謝の気持ちをもって活動しましょう。

○援助活動中に知り得た会員またはその家族のプライバシーを守りましょう。退会後も守りましょう。

○子育ての方針については、それぞれ家庭ごとに違いがあります。事前打ち合わせも含めて、共通の認識を持つよう十分によく話し合いましょう。

○両会員は援助活動中の安全の確保に努め、異常や不安があるときは会員間でよく話し合うとともに、センターに相談・連絡してください。

預かりの援助活動を始める前は、保育する場所や、まわりの安全を確認してください。危険なものは子どもの手の届かないところへ片づけておきましょう。(安全チェックリスト9ページ参照)

○約束した時間は必ず守りましょう。

○会員は、センターが主催する交流会や講習会に積極的に出席しましょう。

○依頼会員は、「事前打ち合わせ」で合意した内容以外の援助活動は要求しないでください。

○依頼会員は、援助会員に対して子どものその日の体調や様子など援助活動に必要な情報を伝えてください。

○依頼会員は、送迎の援助を依頼するときは、送迎先にその旨を連絡しておいてください。

○援助会員は、援助活動中は必ず「会員証」を携帯し、本人確認のための提示を求められたときは、きちんと応じてください。

○援助会員は、援助活動中に事故が発生したときは、速やかにセンターへ連絡してください。

また、お子さんに異常がある場合は、依頼会員に連絡をするとともに、必ずセンターに連絡を入れ、適切に対応してください。

9 事故があったとき(援助会員の対応)

- ① 依頼会員に連絡し、対応を協議する。(病院に連れて行く、保護者に迎えに来てもらうなど)
- ② ①の協議に基づいて対応する。
- ③ センターに連絡する。

【緊急連絡先】

茅野市教育委員会事務局 こども課

0266-72-2101(内614)

※閉庁時は、夜間・休日窓口(宿日直室)へご連絡ください。

- ④ 対応完了後、センターに「事故報告書」を提出する。

10 補償保険制度について

援助活動中に生じた事故等については、会員相互で話し合っ解決していただきますが、万が一の事故に備えて、援助会員・依頼会員ともに「ファミリー・サポート・センター補償保険」に一括加入します。保険料はセンターが負担します。

(1)依頼子ども傷害保険

依頼会員の子どもが、援助活動を受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、援助会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内に死亡
後遺障害	傷害の程度により300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内に入院 入院日数30日を限度
手術	3,000円×10倍(入院中の手術)または 3,000円×5倍(入院中以外の手術)	事故日より180日以内に傷害のために 手術を受けた時
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内に通院 通院日数90日を限度

(例)

- ・依頼子どもが、階段から落ちてケガをした
- ・依頼子どもが、犬に噛まれてケガをした
- ・依頼子どもが、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした。

(2) 援助会員傷害保険

援助会員が、援助活動の提供中や、援助活動を提供するために自宅と依頼会員の自宅や保育園等への往復途上(自宅との通常経路)において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	400万円	事故日より180日以内に死亡
後遺障害	傷害の程度により400万円～16万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内に入院 入院日数30日を限度
手術	3,000円×10倍(入院中の手術)または 3,000円×5倍(入院中以外の手術)	事故日より180日以内に傷害のために 手術を受けた時
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内に通院 通院日数90日を限度

(例)

- ・援助会員が、走ってくる依頼子どもを受け止めようとして支えきれず転んでケガをした。
- ・援助会員が、依頼子どもを送った帰宅途中に雨で濡れた階段で滑ってケガをした。
- ・援助会員が、依頼子どもを乗せて車を運転中に自動車事故に遭いケガをした。

(3) 賠償責任保険

援助会員が、援助活動提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者(依頼会員の子どもを含む他人。なお、援助会員と同居の親族を除く。)の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは援助会員が負担する賠償金等を補償するものです。

事由	賠償限度額(補償額)
対人・対物賠償(1事故につき合算)	2億円
初期対応費用	1,000万円
現金盗難等	10万円

(4) 傷害保険の対象とならないもの

自動車保険はこの保険には組み込まれていないため、「賠償責任保険」は適用されません。したがって、事故の相手方へのケガの補償や相手の車などの物損への補償、援助会員の車の修理への補償も適用されません。原付バイクも同様です。このため、自家用自動車で子どもの送迎を行う場合は、下記の任意保険加入要件を満たした車両となります。

【援助会員が送迎に自家用車を使用する場合の自動車保険加入要件】

任意保険の補償内容	保険金額
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身傷害(搭乗者傷害)	3,000万円以上

11 補助金について【茅野市ファミリー・サポート・センター事業利用補助金】

次の要件に該当する依頼会員は、援助活動に係る経費の一部について補助金を交付します。

(1)対象者

茅野市に住民登録がある方で、申請日において次のいずれかに該当する方

※市税の滞納のない方に限ります。

- ① 児童扶養手当を受給している方
- ② 障害手帳等の交付を受けている方 ※詳細は、お問い合わせください。
- ③ 母子家庭の母
- ④ 父子家庭の父
- ⑤ 市町村民税非課税世帯の方

(2)対象となる経費と補助金の額

経 費……依頼会員が援助会員に支払った経費(謝礼に限ります。)

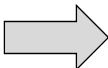
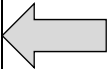
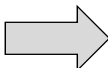
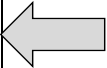
補助金の額……経費の2分の1の額または茅野市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱別表により算出した謝礼の2分の1の額のいずれか低い額。(10円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。)

※補助金の限度額は月額1万円です。

(3)申請期限

援助活動に係る経費を支払った日の属する月の翌月末までに申請をしてください。

(4)申請の流れ

申 請 者		茅 野 市
①交付申請書兼実績報告書(様式第1号)の提出		
		②交付の審査、交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)の送付
③交付請求書(様式第3号)の提出		
		④補助金の指定口座への振り込み

(5)申請先

茅野市教育委員会事務局 こども課こども・家庭支援係

ファミサポ補助金担当(6階69番窓口)

☎ 0266-72-2101(内線614)

Mail kodomoka@city.chino.lg.jp

12 安全チェックリスト

【安全チェックリスト】

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、両会員で確認を行いましょう。

	チェック項目	✓
1	火災や地震の際の避難場所を確認できていますか。	
2	119番を呼ぶ際に必要となる情報(活動場所の住所、目印となる建物)について、確認できていますか。	
3	緊急連絡先(依頼会員、センター、かかりつけ医など)を控えてありますか。	
4	階段や段差のあるところには、子どもが落ちないような対策がしてありますか。	
5	ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。	
6	たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。	
7	硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。	
8	ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。	
9	熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。	
10	反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。	
11	浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが一人では中に入れないような対策がしてありますか。	
12	子どもがバルコニーや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。一人で出ないように鍵をかけましたか。	
13	子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとっていますか。	
14	子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていますか。	
15	ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。	

13 全国のファミリー・サポート・センター事業における事故の発生状況を踏まえた援助会員の留意事項

(1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDS(乳幼児突然死症候群)の発生率が高いことが分かっています。うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではありませんが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。

(2) 子どもの転倒事故

援助会員は、子どもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払いましょう。また、帰宅途中は、援助会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めましょう。

さらに、自動車に子ども(6歳未満)を乗車させる場合には、チャイルドシート等の使用が義務づけられているので、必ずチャイルドシートに座らせ、シートベルトをしっかり締めましょう。

(3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りるなど、遊具の誤った使用方法により事故が発生していますので、子どもに屋外遊具の正しい利用方法を守らせましょう。

また、事故は子どもから目を離してしまったわずかな時間に発生すること考えられるため、目を離さないで、子どもの動きに対応できるように留意してください。

(4) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、子どもが火気に触れることのないようにガードをつけたり、子どもの手の届かないところに配置しましょう。

(5) 自転車による事故

子どもを自転車の後ろに乗せる場合には、チャイルドシートを整備しましょう。

また、改正道路交通法により様々なルールが変わっていますので、事前にルールの把握に努めましょう。(例 ヘルメット着用の努力義務化)

14 ファミサポ Q&A

Q. 初めてですが、明日預かってもらえますか？

A. 事前打ち合わせができていないため、預かることはできません。

まずセンターの窓口で会員登録後、センターが紹介できる援助会員をお探し、事前打ち合わせ（顔合わせ）をしてからのご利用となりますので、開始までは2週間程度かかります。

Q. 依頼すれば必ず利用できるのでしょうか？

A. ファミリー・サポート・センターは、ベビーシッターなどのサービス提供を行うビジネスではありません。地域で子育てを支え合う、市民による有償ボランティア活動です。

援助会員自身も家族や仕事などの都合があるため、場合によってはご希望に添えないこともあります。また、援助会員の体調不良等の理由により、直前のキャンセルも想定されます。ご了承ください。

Q. 子どもを預かってもらう場所はどこですか？

A. 援助会員の自宅、依頼会員の自宅、公共施設（例えば0123広場）など、安全が確保できる場所です。双方の会員の合意により決定します。

Q. 病気になってしまった子どもを預かってもらえますか？

A. 健康状態に不安があるときはお預かりできません。おやすみ館（病児保育）をご利用ください。おやすみ館の詳細は、幼児教育課幼児教育係（内線622）へお問い合わせください。

Q. 突然の残業でも預かってもらえますか？

A. 事前に援助会員との打ち合わせ（顔合わせ）が済み、その援助会員の都合が合えば、お預かりできます。援助会員に連絡をしてください。

Q. 働いていなくても預かってもらえますか？

A. 全ての子育ての手助けをして欲しい方が利用できます。冠婚葬祭・他のお子さんの行事・保護者の外出等、必要に応じてご利用いただけます。

Q. 掃除など、簡単な家事もお願いできますか？

A. 子どもの安全確保が最優先であるため、家事の代行はお受けできません。

Q. 利用時間が20分程度ですが、料金はいくらになりますか？

A. 1時間未満の利用は、規定の1時間分の料金です。

Q. 援助会員になるにはどうしたらいいですか？

A. 資格・経験は問いませんが、センター主催の養成講習を受講し、全12講座を修了することが必要です。講習は年に一度の開催のため、日程が合わない場合は複数年にわたって受講することもできます。援助活動は有償ボランティアです。善意の気持ちをつなげていただき、地域の子育て支援にご協力ください。

茅野市ファミリー・サポート・センター

茅野市塚原2丁目6番1号

茅野市教育委員会事務局 こども課内

☎ 0266-72-2101(内線 614)

Mail kodomoka@city.chino.lg.jp

8:30～17:15(土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く)



茅野市ホームページ

